

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	アサヒグループホールディングス株式会社		コード	2502
提出日	2025/2/25		異動（予定）日	2025/3/26
独立役員届出書の提出理由	定期株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	佐々江 賢一郎	社外取締役	○										○		○		訂正・変更	有	
2	大橋 徹二	社外取締役	○													○		有	
3	松永 真理	社外取締役	○													○		有	
4	佐藤 千佳	社外取締役	○													△		訂正・変更	有
5	メラニー・ブロック	社外取締役	○													○		有	
6	大八木 成男	社外取締役	○													○	新任	有	
7	田中 早苗	社外取締役	○													○	新任	有	
8	宮川 明子	社外取締役	○													○	新任	有	

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	佐々江賢一郎氏は、現在公益財団法人日本国際問題研究所の理事長を務めています。当社グループは、同法人との間に取引がありますが、直近事業年度における取引額は当社及び対象法人の連結売上収益又は経常収益の1%未満と僅少であり、また、当社から同法人に対し寄附がありますが、寄附金額は当社が定める独立性を客観的に判断する「社外取締役の独立性の基準」に定める金額基準を超えるものではないため、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引関係はございません。	<社外取締役として選任した理由> 佐々江賢一郎氏は、2022年に当社社外取締役に就任以来、国際政治・経済に関する豊富な知識・経験と他社社外役員の経験に基づき、地政学リスクや国際情勢の観点から、グローバルでの事業執行について、取締役会の実質的かつ適切な監督に貢献する発言、活動を行っております。 また、指名委員会委員長として、取締役会の監督機能充実のため、公正で透明な委員会運営を主導し、取締役会スキルマトリックス、Group CEOサクセション・プランの監督、役員人事案などを取締役会に答申しております。加えて、報酬委員会委員としては、新たな報酬制度の策定、賞与支給案などの答申について、具体的な意見・提言を行っております。同氏の経験と見識に裏付けられた長期戦略、グローバル、シニアリーダーシップ、リスクガバナンス・内部統制、人材・文化スキルの発揮が期待できます。 以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後も、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。  <独立役員に指定した理由> 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。
2	該当状況なし。	<社外取締役として選任した理由> 大橋徹二氏は、2022年に当社社外取締役に就任以来、グローバル企業の経営者の視点と他社社外役員の経験に基づき、グループガバナンス、グローバルでの事業執行について本質を捉えた質問と問題提起を行うなど、取締役会の実質的かつ適切な監督に貢献する発言、活動を行っております。 また、指名委員会委員として、取締役会スキルマトリックス、Group CEOサクセション・プランの監督、役員人事案などについて具体的な意見・提言を行っております。加えて、報酬委員会委員として、新たな報酬制度の策定、賞与支給案などの答申について、具体的な意見・提言を行っております。同氏の経験と見識に裏付けられた長期戦略、グローバル、非連続成長、シニアリーダーシップ、業務プロセススキルの発揮が期待できます。 以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後も、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。  <独立役員に指定した理由> 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。

3	該当状況なし。	<p>＜社外取締役として選任した理由＞</p> <p>松永真理氏は、2023年に当社社外取締役に就任以来、新たなサービスの開発・ビジネスモデルの構築に携わった経験と他社社外役員の経験に基づき、当社の持続的な成長に向けた、新たなビジネスモデルや新規事業の観点から取締役会の実質的かつ適切な監督に貢献する発言、活動を行っております。</p> <p>また、サステナビリティアドバイザリー委員会委員として、サステナビリティガバナンス体制の強化、サステナビリティと経営の統合の更なる推進などについて意見・提言を行っております。同氏の現代社会の文化や生活に関する豊富な経験と幅広い見識に裏付けられたサステナビリティ、非連続成長、シニアリーダーシップ、人材・文化スキルの発揮が期待できます。</p> <p>以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後も、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p>＜独立役員に指定した理由＞</p> <p>当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>
4	佐藤千佳氏は、2024年3月まで日本電気株式会社のピープル&カルチャーデ部分門Chief Diversity Officerとして業務執行者を務めておりました。当社グループは、同社との間に取引がありますが、直近事業年度における取引額は当社及び対象企業の連結売上収益の1%未満と僅少であるため、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引関係はございません。	<p>＜社外取締役として選任した理由＞</p> <p>佐藤千佳氏は、2024年に当社社外取締役に就任以来、グローバル企業における人事領域の豊富な経験と幅広い見識に基づき、人的資本の高度化について本質を捉えた質問と問題提起を行うなど、取締役会の実質的かつ適切な監督に貢献する発言、活動を行っております。</p> <p>同氏のグローバル企業における人事領域の経験と見識に裏付けられたグローバル、非連続成長、シニアリーダーシップ、人材・文化スキルの発揮が期待できます。</p> <p>以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後も、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p>＜独立役員に指定した理由＞</p> <p>当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>
5	該当状況なし。	<p>＜社外取締役として選任した理由＞</p> <p>メラニー・ブロック氏は、2024年に当社社外取締役に就任以来、グローバルでのコンサルティング活動で培ったマーケティング、ダイバーシティ推進活動等に携わった経験に基づき、グローバルでの事業執行やダイバーシティについて本質を捉えた質問と問題提起を行うなど、取締役会の実質的かつ適切な監督に貢献する発言、活動を行っております。</p> <p>また、日豪の財界を繋ぐ団体の要職を歴任しネットワークを形成するなどのグローバルでの豊富な経験や他社社外役員の経験と見識に裏付けられたグローバル、サステナビリティ、シニアリーダーシップ、人材・文化スキルの発揮が期待できます。</p> <p>以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後も、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p> <p>＜独立役員に指定した理由＞</p> <p>当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>
6	該当状況なし。	<p>＜社外取締役として選任した理由＞</p> <p>大八木成男氏は、グローバル企業の社長・会長を務めるなど、グローバルに事業を開拓する企業経営における幅広い経験と優れた見識を有しております。特に、日本を代表する数々の企業において社外取締役・社外監査役として経営全般に対し、潜在的なリスクを分析し、客観的かつ論理的な新たな視点による事業発展の可能性を検証するなど実践的な観点からの助言、業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。</p> <p>また、2022年に当社社外監査役に就任以来、企業経営に関する知見や経験に基づき、客観的な立場から取締役会及び監査役会において積極的な意見・提言を行うとともに、国内グループ会社の監査の状況や海外グループ会社の監査委員会等の活動状況のレビュー、経営トップとの面談等を通じて、内部統制システムをはじめとする当社取締役の職務の執行を適切に監査するなど、社外監査役としての役割を果たしており、当社の中長期の企業価値向上に貢献しております。同氏のグローバルに事業を開拓する企業の経営及び他社社外役員としての幅広い経験と優れた見識に裏付けられた長期戦略、グローバル、シニアリーダーシップ、リスクガバナンス・内部統制、人材・文化・業務プロセススキルの発揮が期待できます。</p> <p>以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後の当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。</p> <p>＜独立役員に指定した理由＞</p> <p>当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>

7	<p>該当状況なし。</p> <p>田中早苗氏は、弁護士としての長年の活動を通じ、企業法務に関する専門的な知識、法令等の観点から経営を監督できる高い見識を有しております。 また、2023年に社外監査役に就任以来、弁護士としての豊富な知識・経験に基づき、客観的な立場から取締役会及び監査役会において積極的な意見・提言を行うとともに、国内グループ会社の監査の状況や海外グループ会社の監査委員会の活動状況のレビュー、経営トップとの面談等を通じて、内部統制システムをはじめとする当社取締役の職務の執行を適切に監査するなど、社外監査役としての役割を果たしており、当社の中長期の企業価値向上に貢献しております。同氏の弁護士としての長年の活動に裏付けられたサステナビリティ、法律・コンプライアンス、リスクガバナンス・内部統制、人材・文化スキルの発揮が期待できます。 以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後の当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。</p> <p>＜独立役員に指定した理由＞ 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>
8	<p>該当状況なし。</p> <p>宮川明子氏は、国内・海外における公認会計士としての長年の経験を通じて、グローバル企業の会計監査、内部統制システムに精通し、グローバル、財務・会計、リスクガバナンス・内部統制、業務プロセス等、当社取締役に必要な見識・専門性・能力を十分に有しております。 特に同氏には、社外取締役として、グローバルで会計監査に携わった経験から財務・会計スキルを高いレベルで有し、財務・会計の観点から経営の監督や経営上の課題への指摘・提言を積極的に行うとともに、内部統制に関する豊富な知識と幅広い見識により、組織的監査の実効性向上に向け、取締役会での積極的な意見・提言を行うことが期待できます。 以上のことから、指名委員会等設置会社への移行後の当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に向け、多様な見識・専門性・能力をもった取締役会メンバーの一員として、当社取締役会の構成に必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。</p> <p>＜独立役員に指定した理由＞ 当社が定める独立性を客観的に判断する、「4. 補足説明」に記載の「社外取締役の独立性の基準」により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、独立役員に指定しました。</p>

#### 4. 補足説明

##### 「社外取締役の独立性の基準」

当社は、社外取締役の独立性を客観的に判断するため、以下のとおり社外取締役の独立性の基準を定め、社外取締役が以下のいずれかの項目に該当する場合には、当社にとって十分な独立性を有していないとみなす。

1. 当社及び当社の子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者※1又は過去において業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な取引先とする者※2（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者）
3. 当社グループの主要な取引先である者※3（当該取引先が法人である場合には当該法人の業務執行者）
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産※4を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
6. 当社グループの主要株主※5（当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者）
7. 当社グループが主要株主である法人の業務執行者
8. 社外取締役又は社外監査役の相互就任の関係※6にある他の会社の業務執行者
9. 当社グループから多額の寄附※7を受けている者（当該寄附を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の業務執行者）
10. 上記第1項から第9項までのいずれかに該当する者（第1項を除き、重要な者※8に限る。）の近親者※9
11. 過去10年間において、上記第2項から第10項までのいずれかに該当していた者
12. 当社が定める社外取締役としての在任年数の基準※10を超える者
13. 前各項の定めにかかわらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断される特段の事由が認められる者

※1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用者を含むが、監査役は含まれない。

※2 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における取引額が、当該事業年度における当該取引先グループの連結売上高の2%以上の者をいう。

※3 当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における取引額が、当社の連結売上収益の2%以上の者又は直近事業年度末における当社の連結資産合計の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。

※4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%以上の金銭その他の財産上の利益をいう。）。

※5 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者又は保有する法人をいう。

※6 社外取締役又は社外監査役の相互就任の関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。

※7 多額の寄附とは、直近事業年度における、年間1,000万円以上の寄附をいう。

※8 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員及び部長職以上の業務執行者並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、弁護士法人又は法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員及び理事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

※9 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

※10 当社が定める社外取締役としての在任年数の基準は10年とする。なお、過去において社外監査役であった者は、社外監査役であった期間を含めるものとする。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。